国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和５年９月２７日
中部運輸局福井運輸支局

RENEW/2023

RENEW/2023 でのスムーズな周遊を支援します

～タクシーの「営業区域外旅客運送」の活用～

福井県鯖江市・越前市・越前町で開催される工房見学・体験イベント「RENEW（リニュー）」においては、来訪者の周遊にタクシーを活用していますが、タクシー事業者の営業区域の制約により、効率的な車両の運用ができない場合がありました。

中部運輸局では、鯖江市、越前市、RENEW を運営する一般社団法人 SOE など地域の関係者と連携し、本年 10 月 6 日～8 日に開催の「RENEW/2023」期間中において、道路運送法に基づく特例として、タクシー事業者の営業区域外における旅客運送を可能とすることで、来訪者のよりスムーズな周遊を図ります。

〇RENEW の概要

・「RENEW（リニュー）」は、福井県鯖江市・越前市・越前町で開催される、持続可能な地域づくりを目指した工房見学イベント。

・会期中は、越前漆器・越前和紙・越前打刃物・越前箪笥・越前焼・眼鏡・繊維の７つの地場産業の工房・企業を一斉開放し、見学やワークショップを通じて、一般の人々が作り手の想いや背景を知り、技術を体験しながら商品の購入を楽しむことができる。

〇RENEW 開催時のタクシーに関するこれまでの課題

・RENEW タクシーチケットにより、定額で RENEW に参加する工房や企業同士を行き来することが可能。（同じ市町内の移動は 500 円、市町境を越える移動は 1,000 円）

・チケットの対象となる一部のタクシー事業者については、営業区域が武生交通圏（越前市、旧宮崎村など）のみであるため、道路運送法上、発地・着地がともに営業区域外（鯖江市など）となる運送は不可。このため、効率的な車両運用ができず、待ち時間の増加などが生じる場合が有った。

〇今回の取組

・営業区域外旅客運送の禁止の特例（道路運送法第 20 条第 2 号）を活用。

①一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域を営業区域とする事業者による供給輸送力では対応することが困難な場合において、
②地域公共交通会議等で協議が調った場合であって、
③輸送の安全や旅客の利便の確保に支障がないと国土交通大臣が認めるとき

・こうした「一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域」（道路運送法施行規則第 18 条の 2 第 2 号）における特例活用は、令和 2 年の制度導入後全国初。

問合せ先
福井運輸支局　下平　（0776-34-1602）

RENEW/2023開催中の営業区域外旅客運送

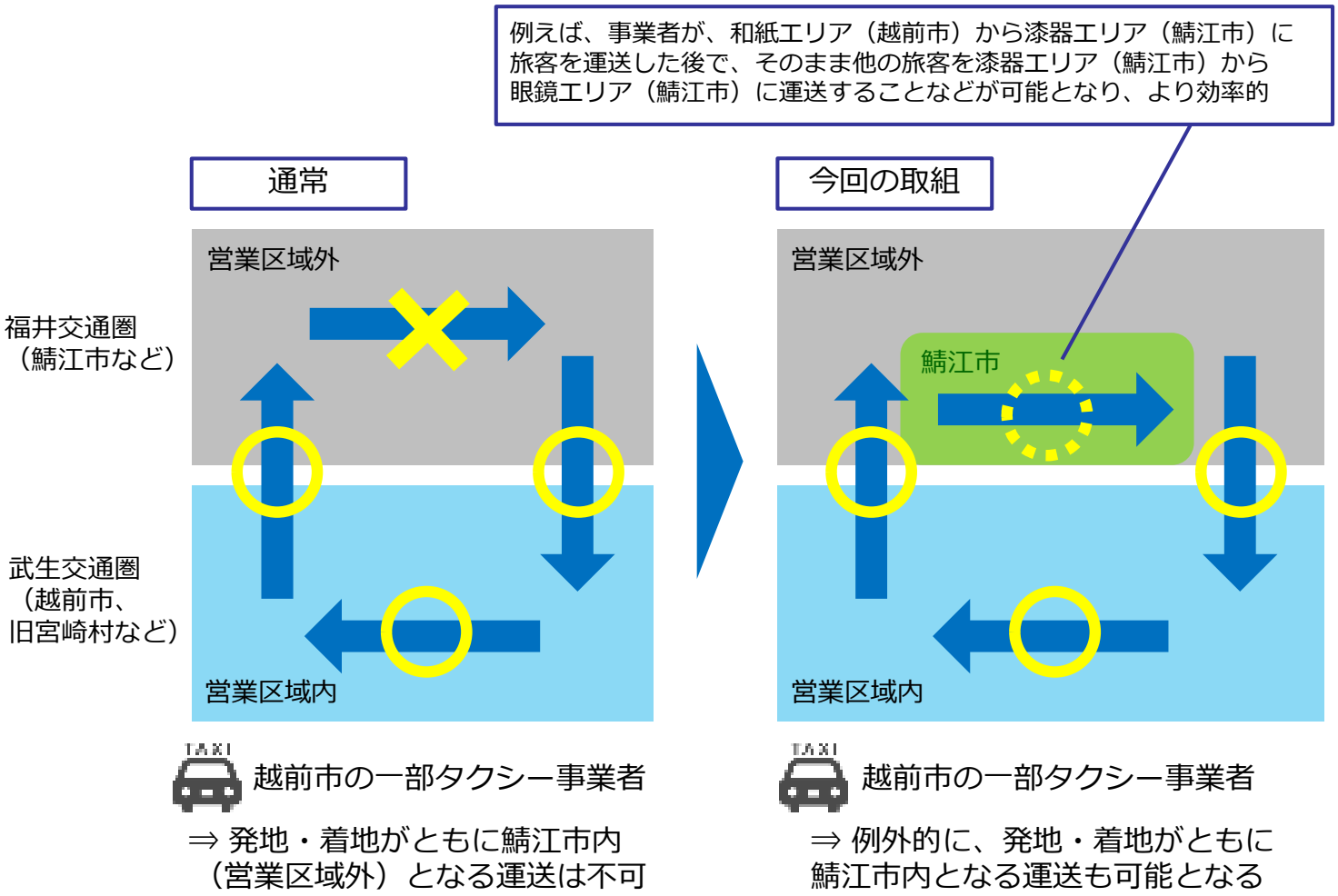

⇒ 発地・着地がともに鯖江市内（営業区域外）となる運送は不可

⇒ 例外的に、発地・着地がともに鯖江市内となる運送も可能となる

参照条文（営業区域外旅客運送）

○道路運送法

（禁止行為）

第二十条　一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　災害の場合その他緊急を要するとき。

二　地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調つた場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

○道路運送法施行規則

（営業区域外旅客運送の禁止の特例）

第十八条の二　法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該 地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

（法第二十条第二号の関係者）

第十八条の三 法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。